

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な事業成長を通じて株主、お客様、従業員等の関係者をはじめ、広く社会に貢献する企業となることを経営目標としております。このため、透明性及び健全性の高い企業経営を目指し、会社創立時から社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、役員・従業員へのコンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

なお、2020年6月25日付で開示した本報告書において、未実施としておりました次の原則については以下の通り対応を実施しております。

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性の分析・評価】

本年度より、年1回取締役会の実効性について分析・評価を実施することといたしました。当該事業年度の分析・評価結果の概要は次項に記載の通りです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は業務提携、取引先との安定的・長期的な取引関係維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に、株式の政策保有を行い、企図した効果が見込めないと判断した場合には政策保有株式を縮減する方針です。当社が保有する政策保有株式について、上記の観点及びリターンとリスクも踏まえ、政策保有株式を保有することが当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうか定期的に取締役会において検証いたします。

政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点、社会的要請に合致するかの観点から、その行使について判断いたします。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社グループでは、毎年1回役員に対し関連当事者取引について実施の有無を調査確認し、関連当事者取引の把握に漏れないように努めております。

関連当事者取引のうち、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておらず、現時点で採用の予定もありません。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、下記の経営理念の下、企業価値の向上に向けて、業務執行の透明性、公正性及び効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。また、中期経営計画を当社ウェブサイトに掲示し、積極的な情報発信に努めております。

経営理念: <https://www.asteria.com/jp/company/profile/mission.php>

中期経営計画: <https://www.asteria.com/jp/ir/about/strategies/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」及び有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。

(3) 役員(取締役及び監査役)の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役会において、役員(取締役及び監査役)報酬基本方針を定めております。役員の報酬は、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受け、取締役については取締役会で、監査役については監査役会での協議により決定しております。なお、賞与制度、役員退職慰労金制度は、現在は設けておりません。

役員(取締役及び監査役)報酬基本方針の内容は本報告書 1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無に記載のとおりです。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部(取締役を除く)の選任については、下記の方針に基づき、独立社外取締役が参加する取締役会において審議・決定することとしております。

- ・当社の経営陣幹部として必要な知識、経験及び実績を具備していること。
- ・担当分野に十分な知識、経験及び実績を有すること。
- ・当社のオープンかつフラットな組織のマネジメントに優れていること。
- ・法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること。
- ・当社の経営理念を理解し担当組織において実践できること。
- ・反社会的勢力、反市場的勢力との関係が認められないこと。

なお、経営陣幹部（取締役を除く）の解任については、上記方針から著しく逸脱した行為が認められる場合、または、当社の業績への貢献や評価を行った上で経営陣幹部としてふさわしくないと認められる場合に、独立社外取締役が参加する取締役会において解任する、または、再任しないことといたします。

取締役候補者の指名については、下記の方針に基づき、過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で審議のうえ候補者を選任し、株主総会に提案しております。

- ・当社の経営に関連する領域において卓越した知識、経験及び実績を有していること。
- ・取締役会で建設的な議論ができること。
- ・法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること。
- ・会社法第331条に定める欠格事由に該当しないこと。また、反社会的勢力、反市場的勢力との関係が認められないこと。

監査役の指名については、下記の方針に基づき、過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で候補者を選定し、監査役会の同意を得て株主総会に提案しております。

- ・株主の負託に応え、中立的な立場から客観的に取締役の職務執行を監査し、当社の経営の健全性及び透明性の向上に貢献できること。
- ・高い倫理観を有し上場企業の監査役として相応しい人格を有すること。
- ・会社法第335条第1項に定める欠格事由に該当しないこと。また、反社会的勢力、反市場的勢力との関係が認められないこと。
- ・監査役のうち1名は、財務・会計に関して適切な知見を有すること。
- ・社外監査役については、法律、財務・会計、企業経営等の監査に求められる分野における専門知識を有すること。

なお、取締役及び監査役の解任に関する株主総会議案の原案の策定は指名・報酬諮問委員会にて行い、その答申を受けて取締役会で株主総会議案とすることを決議するものとします。

（５）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役及び監査役の選任理由については、株主総会参考書類において説明しております。詳細については当社のウェブサイトをご参照ください。
(<https://www.asteria.com/jp/ir/stock/meeting/>)

【補充原則４－１－１．経営陣に対する委任の範囲及びその概要】

当社は、当社規程において取締役会決議事項として、法令・定款に定める事項及び重要な業務に関する事項を定め、取締役会での決議事項を明確にしております。また、取締役会決議事項以外の案件についても、案件に応じた金額基準等を設け、各職位の決定権限を当社規程において定めております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

当社では、定款で取締役員数を８名以内としており、取締役会は、国籍、性別、年齢などにかかわらず、取締役に最適と思われる人材を取締役候補者として選任しております。現在は、情報技術、企業経営、企業投資、金融に関する豊富な知識と経験を備えた５名が取締役を務めており、社外取締役３名全員を独立社外取締役に選定しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を準用し、独立性を判断しております。
独立社外取締役には、その独立した立場を踏まえ、執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能を果たせる人物を選定しております。

【補充原則４－１１－１．取締役会の知識、経験、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え】

当社では、定款で取締役員数を８名以内としており、取締役会は、国籍、性別、年齢などにかかわらず、取締役に最適と思われる人材を取締役候補者として選定する方針を採っております。現在は、情報技術、企業経営、企業投資、金融に関する豊富な知識と経験を備えた５名が取締役を務めております。取締役５名のうち１名が女性、１名が外国籍、３名が東京証券取引所の定める独立社外取締役の要件を満たしており、取締役会における活発な議論が可能となっております。

【補充原則４－１１－２．取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の他の会社の役員兼任は、その職責を果たすため、合理的な範囲にとどめております。
また、取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則４－１１－３．取締役会の実効性に関する分析・評価】

本年度より取締役会の実効性評価について、全ての取締役及び監査役を対象にアンケート形式による自己評価の実施を開始し、その集計結果をもとに、取締役会で議論を行いました。その結果、当社取締役会は、全体として実効性が概ね確保されていると評価いたしました。
一方で、取締役会における議論について更なる深化が必要であること、また、取締役会資料の事前配布時期に改善の余地があることなどの意見がありましたので、これらを踏まえ、引き続き当社に最適な取締役会の在り方について検討してまいります。

【補充原則４－１４－２．取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役、監査役、執行役員への研修の場として原則四半期毎に「アドバイザーボード」を開催し、コーポレート・ガバナンス体制の有効性の検証、市場ニーズの把握等について、弁護士や会計士等の外部有識者の意見を企業経営に取り入れております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中期的な企業価値向上のためには、株主と積極的な対話を行うことが重要であると認識しております。そのため、IR体制を整備し、当社の経営戦略や経営状況に対する理解を得るため、株主との対話の場である個人投資家向け説明会に社長が出席しわかりやすく説明しております。
株主との対話の対応は、広報・IR室にて行い、株主から個別の要望がある場合には、合理的な範囲で代表取締役及び執行役員が面談に対応しております。対話において把握された株主の意見等については、経営判断に役立てるべく取締役会に報告しております。
対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策としては、「インサイダー取引防止規程」を定めインサイダー情報を管理しており、特定の株主にインサイダー情報を伝達しないよう情報管理を徹底しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平野 洋一郎	1,860,000	11.07
北原 淑行	887,577	5.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	630,100	3.75
パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社	550,000	3.27
HAMLIN DUSAN ALEXANDER	433,803	2.58
株式会社ミロク情報サービス	268,000	1.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	258,200	1.54
マネックス証券株式会社	225,325	1.34
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	217,600	1.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	216,500	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五味 廣文	他の会社の出身者											
Annis Uzzaman	他の会社の出身者											
時岡 真理子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

五味 廣文	○	当社独立役員	五味廣文氏は、金融庁長官をはじめとしてわが国の金融政策に長期間携わった経験、また近年は経営戦略コンサルティング企業のアドバイザーなどの経験から、上場企業のカバナンスや経営に豊富な知見を有しております。今後当社が、上場企業としてさらなるカバナンスの強化、資金調達、国内外への投資などを行うにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行って頂きます。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
Annis Uzzaman	○	当社独立役員	Anis Uzzaman氏は、シリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルのCEOで、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後当社が、海外において新たな投資を行うにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っていただきます。なお、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
時岡 真理子	○	当社独立役員	時岡真理子氏は、米国において自ら起業したスタートアップのCEO(最高経営責任者)としての5年以上の経験に加え、前職の英国企業においても約3年間COO(最高執行責任者)を務めるなど、海外における豊富な経営経験を有しております。また、同氏は、米Knox Collageにてコンピュータサイエンスを専攻し卒業した後、Oxford UniversityでMBAを取得するなど、当社が生業とするソフトウェアおよび技術経営に明るい方です。なお、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、当社の取締役・監査役候補の選任・解任等及び取締役・監査役の報酬等に関する取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。
任意の指名・報酬諮問委員会は、取締役・監査役候補の選任・解任等及び取締役・監査役の報酬等について取締役会の諮問機関として審議を行います。また、委員総数の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人による会計監査時の往査及び講評に臨席し、会社の会計状況について説明を受け、意見及び情報交換を行っております。また、内部監査人が、内部監査の実施状況を常勤監査役に通知するとともに、日常的に情報交換を行うことで内部統制組織の監視、牽制を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高野 善晴	他の会社の出身者													
赤松 万也	他の会社の出身者													
長崎 玲	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野 善晴	○	当社独立役員	高野善晴氏は、住友商事株式会社において永年にわたり投融資案件の審査(リスクマネジメント)業務を行い投資先企業の経営・経理・財務状況を管理監督した豊富な経験を有し、リスクマネジメント・財務・会計に関する相当程度の知見に加え、SCSK株式会社取締役(監査等委員)として監査の経験と見識を有しており、今後当社が世界展開を行っていく上で、コーポレートガバナンス体制の強化により当社の健全なる経営と成長のために取締役の職務執行に対する監査を行っていただきます。また、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。

赤松 万也	○	当社独立役員	赤松万也氏は、日本電気株式会社での業務を通じて培われた企業人としての幅広い経験と見識に加え、日本電気株式会社での監査役室長、NECソリューションイノベータ株式会社常勤監査役として海外子会社、関連会社を含めた監査の経験と見識を有しており、今後当社が世界展開を行っていく上で、コーポレートガバナンス体制の強化により当社の健全なる経営と成長のために取締役の職務執行に対する監査を行って頂きます。 また、当社の関係会社、大株主、主要な取先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。
長崎 玲	○	当社独立役員	長崎 玲氏は、シティユーワ法律事務所において弁護士としての豊富な知識と経験を持ち、日本法人等の海外展開等のアドバイス経験を有するものであり、今後の海外展開で重要な法律の観点での指導及び、弁護士の立場から当社のコーポレートガバナンス体制の強化、企業価値の向上に十分な役割を果たすべく、取締役の職務執行に対する監査を行っていただきます。 なお、当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

コーポレートガバナンス・コードの趣旨に添い取締役に対する健全なインセンティブとして業績連動報酬の導入を実施しました。なお、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的としストック・ストックオプションを含めた中長期的インセンティブの導入検討を引き続き行う予定です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2021年3月期

取締役に対して支払った報酬等の総額 43,610千円(うち社外取締役に対する報酬等の総額 7,200千円)

1. 当社は、取締役の使用人分給与はありません。
2. 上記の報酬は、株主総会で定められた年額報酬額内で、取締役については取締役会の決議により決定しております。
3. 役員ごとの報酬等につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。
4. 上記、取締役に対して支払った報酬等の総額には、連結子会社からの支給額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社はコーポレートガバナンス・コード及び改正会社法の趣旨に添い2021年3月にアステリア役員（取締役及び監査役）報酬基本方針を取締役会で決議しております。その役員報酬基本方針の内容を以下に詳しく説明します。

< 基本的な考え方 >

- ・アステリアの企業理念を実現する優秀な人材を登用し、維持できる報酬であること。
- ・持続的な企業価値の向上と中長期的な成長を動機づける報酬体系であること。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせ透明性・公正性・合理性の高い報酬体系であること。

< 報酬体系について >

- ・取締役（社外取締役を除く）

業績に連動しない固定金銭報酬と、業績連動報酬との合計額を支給する。

業績に連動しない固定金銭報酬は、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定する。

業績連動報酬は、連結営業利益（IFRS、投資評価損益を除く。以下同じ。）がゼロ又は赤字の場合は支給せず、標準の連結営業利益（IFRS）の場合を1倍とし、最大2倍まで支給する。

- ・社外取締役及び監査役

その職務上の役割及び独立性の観点から、当面固定報酬とする。

< 報酬全体について >

- ・取締役（社外取締役を除く）

業績に連動しない固定金銭報酬：業績連動報酬の割合は、取締役の役位職責、在任年数等に応じて、指名・報酬諮問委員会での協議を経て決定するものとする。なお、標準的な連結営業利益（IFRS）の場合で、概ね75：25になるように支給することを目安とする。

業績に連動しない固定金銭報酬は、月1回支給する。業績連動報酬は、事業年度終了後に開催される定時株主総会の翌月以降12ヵ月以内に支給する。

継続的な企業価値の向上を図るうえで当社グループ全体の収益力の維持・向上が重要であることから、業績連動報酬の算出の根拠となる指標は、連結営業利益（IFRS、投資評価損益を除く。）によるものとする。

- ・社外取締役及び監査役

報酬は、月1回支給する。

< 個人別報酬の内容の決定方針 >

- ・取締役（社内取締役及び社外取締役）

取締役（社内取締役及び社外取締役）の個人別報酬については、上場会社全体の報酬水準や上場IT企業の報酬水準も参考にして、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて設定するものとし、指名・報酬諮問委員会での協議を踏まえ、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が決定するものとする。

- ・監査役

監査役会での協議により決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役及び監査役に配信するメールグループを用い日常的に社内情報を提供することで、社外役員の活動をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行の状況

1. 取締役会

経営の重要事項の意思決定機関である取締役会は、定時取締役会が毎月1回、これに加えて必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。なお、コーポレート・ガバナンス強化のために社外取締役は原則2名以上を置く方針であります。（男女別の構成につきましては、男性6名、女性1名であります。）

2. 経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、担当本部長及び担当副本部長で構成されています。また、必要に応じて担当部門長を召集し、具体的な報告を行わせることがあります。日常業務執行における意思決定機関である経営会議は、毎月1回開催しております。なお、当社の執行役員は、業務執行における意思決定の迅速化を図るため、執行役員規程に則り取締役会の承認を得て各事業の執行責任を委譲された者であり、経営会議に参加し、業務執行にあたっての報告及び決議事項の速やかな執行を行う義務を負っております。（男女別の構成につきましては、すべて男性であります。）

3. グループ経営委員会

グループ経営委員会は、経営全般・業務運営に関する重要事項についての審議機関として、常勤取締役、社長が指名したのから構成されております。

なお、常勤監査役はオブザーバーとして出席し、社外取締役、非常勤監査役は、任意でオブザーバーとして出席いたします。グループ経営委員会において必要と認めたときには、当該案件の担当者を出席させ、その意見を徴することがあります。原則として毎月1回開催しております。

4. 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の任意諮問機関として社外取締役を委員長とし委員総数の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役で構成しております。予め定める年間スケジュールによるほか、必要に応じて随時開催しております。

5. アドバイザリーボード

アドバイザリーボードは、取締役会の諮問機関として経営に質する様々な領域に知悉し、長い経験と卓越した知見を有する方々より経営上の助言やグループ経営の健全性・透明性を向上させるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役会メンバー及び社長が指名した有識者により、原則として四半期に1回開催しております。

6. リスクマネジメント委員会

当社では定時取締役会を毎月1回開催する他、常勤役員及び執行役員で構成する経営会議やリスクマネジメント委員会を毎月1回開催しており、これらの会議体を通じ、業務執行に関して重要な影響を与える事項についての情報共有を行うとともにその対応策について教示しております。

また、法律上疑義のある行為等については、外部の専門家に照会したうえで実施の可否につき審議しております。

監査・監督の状況

1. 監査役会

当社は監査役制度を採用しております。取締役の業務執行を監査する機関である監査役会は、定時監査役会が毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は取締役会に出席し、経営全般に対する監督を行っております。さらに、常勤監査役は経営会議にも出席し、経営全般に対する監査を行っております。

また、会計監査人による会計監査時の往査及び講評に際して、会社の会計状況について説明を受け、意見及び情報交換を行っております。(男女別の構成につきましては、男性3名であります。)

2. 内部監査

内部統制の有効性及び実際の業務執行状況につきましては、社長直轄の内部監査担当者が内部監査人として、各部門と連携し必要な内部監査を継続的に実施しております。また、内部監査担当者は、監査役や会計監査人との意見交換等により内部統制の充実を図っております。内部監査の結果は代表取締役社長並びに取締役会に直接報告すると共に、改善すべき事項については被監査部門に通知し、改善状況を確認しております。

指名、報酬決定の状況

取締役・監査役候補者の選任及び報酬については、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受け、取締役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が業務執行状況の監査機能として有効であると判断し、監査役会設置会社にしております。監査役会は非常勤監査役2名と常勤監査役1名の3名で構成され毎月1回、さらに必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当及び会計監査人と定期的に情報交換を実施しているほか、各監査役は毎回の取締役会に出席し独立性の高い第三者的観点から意見を述べており、意思決定や業務執行に対し適正な監査が確保されているものと考えております。

当社は、創立時から社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むこととし、十分な経験と知識を有した社外取締役が当社の事業及び業界に関する意見及び情報交換を通じ意思決定の妥当性に資することを期待し、取締役5名中3名が社外取締役となっております。

以上を理由として、現状のガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、2021年度の定時株主総会は6月26日(土)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使ができる制度を採用しております。
その他	招集通知など株主総会関連情報を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーとして、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に年4回をインターネット上で開催。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に年4回をインターネット上で開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.asteria.com/jp/ir/ において、以下の開示を行っております。(予定含む) 1. アステリアとは 2. IRニュース 3. IRライブラリー(有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料) 4. 業務・財務(業績ハイライト、財務状況、キャッシュフローの状況、配当状況) 5. 株主向け情報(株式情報、株価情報、電子広告、株主総会、株主通信、配当情報、個人投資家向け説明会) など	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、適時開示についてはコーポレート本部が、ウェブサイトなどによる情報開示、投資家向け説明会などについてはコミュニケーション本部が担当し、定期的及び随時開催する情報開示ミーティングにて集約しております。	
その他	IRメールマガジンの配信・スケジュールやホームページ更新情報の電子メール配信	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRとして、 https://www.asteria.com/jp/company/csr/ において、以下の開示を行っております。 1. 社長メッセージ 2. CSR/ESGの考え方 3. SDGsへの取り組み など
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	自社サイトにおける情報開示を通じて、広くステークホルダーに対して情報提供を行っております。また、IRポリシーを策定しております。(https://www.asteria.com/jp/ir/policy/)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の基本的な考え方及び内部統制システム構築に関する体制及び整備状況は下記になります。

1. 基本方針策定に当たった考え方

当社は、「発想と挑戦」、「世界的視野」、「幸せの連鎖」という3つの経営理念を基に、世界中に価値を提供する企業となるべく挑戦を続けております。当社は、この経営理念の下、企業価値の向上に向けて、業務執行の透明性、公正性及び効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスを充実させ、実効性のある内部統制システムを整備するため、次のとおり基本方針を定めるものとします。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス体制に係る規程を整備し、取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、コンプライアンスの教育等を行い、内部統制部門がコンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとします。
- (2)当社は、社外取締役の招聘により、取締役会の経営監視機能を強化し、経営の透明性及び公正性の確保を図っております。
- (3)当社取締役会の諮問機関としてアドバイザリーボードを設置し、社外有識者から様々な助言・提言を頂き、それらを当社グループの経営全般に役立てております。
- (4)当社における法令違反行為の通報に関する規程を定め、社内外に通報窓口を設置しております。また、通報を行ったことを理由として、通報者に不利益な取り扱いを行わないものとします。
- (5)反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たないものとし、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をすることとしております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録、取締役の職務執行に係る文書等の記録については、法令及び社内規程に基づいて保存し管理しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門において対応するとともに、必要に応じて全社的な意思決定機関で審議しております。主管部門は、事業に関連する他の部門を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図るものとします。
- (2)新たに生じた重要なリスクについては、適時に取締役会を開催し、すみやかに対応責任者を定めるものとします。
- (3)内部統制部門は、組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に代表取締役に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会の運営に関する規程を定め、原則として毎月開催する他、必要に応じて機動的に開催することとしております。
- (2)取締役会の決議により、一定分野の業務執行を担当する執行役員を選任しております。執行役員は、取締役会で決定した当社の方針及び代表取締役の指示の下に業務を執行します。
- (3)取締役会は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等に基づいて各担当取締役の担当を明確化するとともに、事業計画において取締役・使用人が共有する目標を定め、この浸透を図るとともに目標達成のために各部門の具体的な目標及び効率的な目標達成の方法を定めております。また、取締役会は、目標の達成程度の評価を通じて、執行状況を監督することとしております。
- (4)業務執行に関する意思統一を図るため、グループ経営委員会及び経営会議をおき、各々原則として毎月1回開催することとしております。
- (5)ITの適切な利用を通じて経営の効率化とリスク管理の両立を図っております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。
- (2)財務報告に係る業務プロセスは、各部門による整備・運用状況の自己点検により適切な内部統制の維持を図っております。

7. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)グループ各社の事業に関して責任者を任命し、任命された責任者は、それぞれの職務分担に従い、法令遵守体制、リスク管理体制を構築し、グループ会社の経営管理を実施します。
- (2)取締役、執行役員及び使用人の子会社における意思決定機関への参加を通じ、子会社において適切な内部統制システムの構築を図っております。
- (3)子会社の管理は、子会社の自主性を尊重しつつ、連結経営重視の観点から経営上の重要な事項については、事前の報告を義務づけ、当社と子会社で協議しております。このうち、一定の事項については、取締役会の付議事項としております。また、経営内容を把握するため定期的な報告を求めています。
- (4)グループ各社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らして適切なものとします。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)内部統制部門所属の使用人が監査役の職務を補助するとともに、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置することとしております。
- (2)監査役に必要な命令を受けた使用人は、その命令を誠実に履行するものとし、取締役その他の指揮命令を受けないものとしております。
- (3)監査役を補助する使用人の人事異動については、監査役会の意見を尊重し決定するものとします。

9. 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社及び当社グループにおける重大な法令・定款違反、不正行為、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告することとしております。
- (2)監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて必要な都度遅滞なく行うこととしております。
- (3)当社及び当社グループの取締役、執行役員、使用人及び業務を執行する者は、監査役が業務執行に関する事項の報告を求めた時には、これに協力するものとします。
- (4)監査役に報告を行ったことを理由として、報告者に不利益な取り扱いは行わないものとします。

(5)監査役は、内部監査担当及び会計監査人と定期的に情報交換を実施するほか、監査役会に取締役の出席を求め、取締役の業務執行状況について報告を受けております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもち、取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の整備をすることとしております。

(2)監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要な会議にも出席し、必要に応じて意見を述べることとしております。

(3)監査役が、その職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、会社は、監査役の職務の執行に必要なでない認められるときを除き、これを拒否しないこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力と関係をもつことは企業価値を著しく減じることになり、また、反社会的勢力との関係を遮断することは社会的責任を果たす上からも重要であると考えております。

このため、反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる旨内部統制に係る基本方針に定めております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 反社会的勢力に対する対応部門として経営管理部が統括部署となり、経営企画室と連携を取りながら、随時、関係行政機関や顧問弁護士と相談、助言、指導を受ける体制で臨みます。

2) 反社会的勢力の経営活動への関与を防止するため、取引先については原則として民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係が無いことを調査しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

